

第31号議案

春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月6日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

市が設置する屋外のスポーツ施設の照明に係る使用料の適正化を図るため、春日市立北スポーツセンターNHKラジオパークの野球場の照明に係る使用料を定めるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

春日市スポーツセンター条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

施設使用料
110円
638円
110円
1,650円

」

を

「

施設使用料	照明料
110円	—
638円	—
110円	—
1,650円	220円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市スポーツセンター条例(以下「改正後の条例」という。)別表第5の規定は、施行日以後の春日市立北スポーツセンターNHKラジオパークの使用に係る使用料について適用し、施行日前の春日市立北スポーツセンター

NHKラジオパークの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後の春日市立北スポーツセンターNHKラジオパークの使用に係る使用料は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。

(春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例(平成31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。